

焼津市のふるさと納税制度とその変革に関する研究

経営学部 経営学科 梅村ゼミ

B4R11011 石田汐音

【卒業論文概要】

静岡県焼津市は現在、人口 14 万人の人口が住む市であるが、毎年のごとく人口が減少し、他市町村と同じく、少子高齢化が叫ばれている。特に東日本大震災以降、津波に対する恐怖感からか、市街への転出も増えている。こうした現状の中、津波に対する対策や少子高齢化への対策が急務とされている。ふるさと納税政策はそうした問題に対する解決策の一つとして行われている。

本論文の目的は、そうした焼津市のふるさと納税の取り組みを明らかにするとともに、2017 年 4 月 1 日付で総務省から勧告された「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（総税市第 28 号）への対策とふるさと納税の変革の経緯を明らかにし、今後の焼津市のふるさと納税のありかたについて政策提言することである。

まず、焼津市は「山盛りの焼津をあなたへ」というスローガンを掲げ、活動を行っている。これは焼津市が制度を導入した当初から、他市町村に負けない品数数によって寄付額を伸ばしていこうという意図から定められたものである。現在では寄付額が 5,121 百万円（平成 29 年 7 月 4 日総務省）となっており、受注件数が 231,244 件となっていることから寄付一件の単価は低いものの、寄付件数の多さで寄付額を伸ばしており、スローガン通りだといえる。さらに焼津市独自の調べにより、関東地方からの寄付が 52.9% を占めることから、東京を走る地下鉄の広告ジャックを行うなど、プロモーション活動に力を入れている。これにより焼津市の地名度を高め、まちをより豊かにしていこうと新たな活動を行っている。

そして本研究では、2017 平成 29 年 4 月 1 日に総務省より通知された、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（総税市第 28 号）についてどのように対策を行ったか、焼津市水産部 ふるさと納税課 ふるさと納税担当 主査の〇氏に話を伺った。焼津市ではふるさと納税につくこの勧告について、対応する方針であるきちんと従う方針だそうだが。総務大臣の交代によりこの勧告の重要性は薄くなってきているが、ふるさと納税は自治体が唯一お金を受動的に得る方法であるため、この勧告を守ることでふるさと納税の制度自体を守っていきたいと考えているようだ。

焼津市に対する政策提言としては、現在、返礼品の参加企業は焼津市から参加依頼をするのではなく企業からの依頼があり、参加許可を出すという形が多いことからようなので、焼津市から積極的に参加依頼をしていくという形にすることと、ワンストップ制度と確定申告の仕方について焼津市の HP に乗せ、よりサービスの質を上げていくことを提言したい。